

商工委員会議録 第二十五号

昭和三十八年五月十五日(水曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 逢澤 寛君

理事小川 平二君 理事岡本 茂君

理事白濱 仁吉君 理事中村 幸八君

理事南 好雄君 理事板川 正吾君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

理事浦野 幸男君 理事遠藤 三郎君

理事岡崎 英城君 理事海部 俊樹君

理事菅野和太郎君 理事小平 久雄君

理事齋藤 憲三君 理事笹本 一雄君

理事田中 榮一君 理事中川 俊思君

理事山手 満男君 理事柳田柳右衛門君

理事岡田 利春君 理事久保田 豊君

理事小林 ちづ君 理事中村 重光君

理事西村 力弥君 理事伊藤卯四郎君

出席國務大臣 福田 一君

出席産業大臣 福田 一君

出席政府委員 廣瀬 正雄君

通商産業政務次官 樋詰 誠明君

中小企業庁長官 樋詰 誠明君

通商産業事務官 加藤 悌次君

(中小企業庁振興部長)

委員外の出席 渡辺 一俊君

五月十五日 理事首藤新八君同日理事辞任につ

き、その補欠として南好雄君が理事

に当選した。

五月十四日

松本、諏訪地区を新産業都市の内陸

地帯指定に関する請願(倉石忠雄君

第一類第九号 商工委員會議録第二十五号 昭和三十八年五月十五日

紹介(第三三七七号)

同(唐澤俊樹君紹介)(第三七六二

号)

同(原茂君紹介)(第三八〇四号)

同(中島巖君紹介)(第三九六四号)

同(松平忠久君紹介)(第三九六五号)

中小企業基本法案等における消費生

活協同組合の規制反対等に関する請

願外七件(久保田豊君紹介)(第三七

九五号)

同外五件(松平忠久君紹介)(第三七

九六号)

同外八件(田中武夫君紹介)(第三七

九七号)

同外六件(板川正吾君紹介)(第三七

九八号)

同外六件(板川正吾君紹介)(第三八

四六号)

同外七件(久保田豊君紹介)(第三八

四七号)

同外十一件(田中武夫君紹介)(第三

八四八号)

同外二十一件(板川正吾君紹介)(第

三九〇〇号)

同外一件(久保田豊君紹介)(第三九

〇一号)

同外十一件(田中武夫君紹介)(第三

九〇二号)

同外十一件(板川正吾君紹介)(第三

九二〇号)

同外八件(久保田豊君紹介)(第三九

二二二号)

同外五件(田中武夫君紹介)(第三九

二二二号)

石狩川の公共用水域水質基準設定等

に関する請願(南條徳男君紹介)(第

三八四三三号)

中小企業基本法制定に関する請願

(始関伊平君紹介)(第三九七八号)

は本委員会に付託された。

五月十四日

日朝貿易正常化に関する陳情書(太

田市議会議長堀江常彦)(第五三〇

号)

同(岡山市市長寺田熊雄)(第五三一

号)

同(綾部市議会議長十倉秀雄)(第五

三三三三三三三三三三三三三三三

同(上山市議会議長木村庄次郎)(第

七三三三三三三三三三三三三三三

同(富岡市議会議長戸塚四郎)(第七

三四四四四四四四四四四四四四四

同(高崎市議会議長清水只直)(第七

三五五五五五五五五五五五五五五

中小企業振興対策確立に関する陳情

書(長崎市新町四番地長崎県町村議

會議長会長別当勝三)(第五八二二

中小企業投資育成株式会社法案の一

部修正に関する陳情書(東京商工会

議所会頭足立正)(第五八三三三三

北京、上海における日本工業展の開

催実現等に関する陳情書(福岡県議

會議長野見山清造)(第六三九九九

広島県備後地区を新産業都市の区域

指定に関する陳情書(広島県議會議

長真田亀一)(第六四〇〇〇〇〇〇〇〇

中小企業振興に関する陳情書(福岡

市議會議長堀端七丁目百二十三番地福岡

県町村長会長柿原種雄)(第六四一

本日の會議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

中小企業投資育成株式会社法案(内

閣提出第一一六号)

○逢澤委員長 これより會議を開きま

す。

この際、理事辞任の件についておは
かりいたします。
理事の首藤新八君より理事辞任の件
につき申し出がございましたが、これ
を許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○逢澤委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さよう決しました。
引き続き、理事の補欠選任について
おはかりいたします。
首藤君の辞任に伴う補欠選任につき

ましては、委員長において指名するに
御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○逢澤委員長 御異議なしと認めま
す。よって、南好雄君を理事に指名い
たします。
○逢澤委員長 内閣提出の中小企業投
資育成株式会社法案を議題とし、審査
を進めます。
質疑の通告がありますので、これを
許可いたします。中村重光君。
○中村(重)委員 大臣に今日は簡単に
この問題に対して質問してみますが、
昨日松平委員から相当長時間にわた
つての質問があったらしいのであります
が、できるだけ重複を避けて御質問を
申し上げたいと思います。
その内容は、昨日他の関係で出てお
りませんでしたので、重複しておる面
もあるかと思いますが、まず、この投
資育成会社が東京と大阪、名古屋、三
つの会社をつくるというところであり
ますが、これはどうして三つの会社に
されたのか、まずその点に対しての考
え方をひとつ聞かしていただきたいと
思います。
○樋詰政府委員 投資業務の性質上、
できるだけ中小企業に密着して業務が
進められるべきであるというふうに考
えましたので、それぞれの地元が中小
企業というものでできるだけ密着する
ようにという点の配慮が一つ、もう一
つは、中小企業界自体から非常に要望
がございました。また、地元のそれぞれ

の財界が、地元の中小企業を育て上げるといふことについて、全国一本よりも、むしろそれぞれの地元につくってもらうといふことが、自分たちも大いに全力をあげて援助しやすい、資金を動員しやすい、そういう観点から、民間の資本をできるだけ動員するといふことのやりやすい方法を選んだのであります。

○中村(重)委員 地元に着する、それから地元の財界から資金の導入がやりやすい、こういうことですが、従来、東京に一社を設けること以外に、他に会社をつくるという場合は、ブロック別ということが一応考えられてきたわけですが、そうすると、特にこれが東京一社でなくて、他の地域にも二つの会社をつくるということであるならば、ブロック別に考慮すべきではなかったか。それが特に、当初の計画は東京、大阪といふことであったように聞きますが、これにあとで名古屋も追加した、こういうことであります。ところが、いまの答弁の中では、東京、大阪、名古屋、この三つづくるといふことになってまいりますと、今度は九州あるいは東北方面はどうするか、あるいは北海道という関係はどういう形になるのか、そこあたりが明確でありません。ですから、いまのような答弁でなくて、もっと具体的な計画が、私はあるべきだと思ふわけです。その点をもっと詳しく伺いたいと思ひます。

らん検討はいたしました、ただ、授資育成会社の対象となる企業といふのは、五百万円から五千万までといふところを一応の対象としたのであります。しかも、この中で、将来株式を公開する意思を持っているところであり、国際競争上早急に強める必要のある事業を営んでいるといふふうには、こゝろをいいますと、あまり各地にくりますと、この投資育成会社の対象になる企業といふものが、一、二年で品切れになる——一、二年は極端でありますが、数年で品切れになってしまふといふようなことにもなりかねないものでございますので、大体毎年五十程度のもので取り上げて育成していくという際に、全国を三つくらいにブロックに分けていくということであれば、その中で適当な企業をつかみ出せると思ひますけれども、たとえば北海道あるいは九州といふようなところにそれぞれ独立して設けました場合は、たして数年後にこの投資育成会社の対象として取り上げるといったような企業が幾つ残るかといったような問題にもなりますので、さしあたり中小企業が一番たくさん集まっております東京、大阪、名古屋につくりますと、東京は関東以北、大阪は関西以西、名古屋は中部地方といったようなものにありまして中小企業を対象に、それぞれの会社に投資と育成の事業をやらせたいと考へたわけでございます。

○中村(重)委員 当面の五百万以上五千万まで、そうなるとなると、なるほど東京、大阪あるいは名古屋と、この地域に該当する企業といふものが集中しているといふことは言えると思ふのです。しかし、政府の基本的な考え方

は、ほんとうに国際競争力を強化する、こういうことが第一の眼目になっているといふことであります。その眼目の中において、昨日松平委員に御答弁があったようにございまして、そうした内容に對しましては、重複しますからお尋ねはいたしませんけれども、将来やはり日本の中小企業といふものをどういう方向に持っていくとするのかという基本的な考え方が、私はなければならぬと思ひます。なるほど、いまは五百万円ではないけれども、やはり九州あるいは東北等におきましては、相当将来性のある企業といふものが多いいわけですから、それを

は、ほんとうに国際競争力を強化する、こういうことが第一の眼目になっているといふことであります。その眼目の中において、昨日松平委員に御答弁があったようにございまして、そうした内容に對しましては、重複しますからお尋ねはいたしませんけれども、将来やはり日本の中小企業といふものをどういう方向に持っていくとするのかという基本的な考え方が、私はなければならぬと思ひます。なるほど、いまは五百万円ではないけれども、やはり九州あるいは東北等におきましては、相当将来性のある企業といふものが多いいわけですから、それを

中央集権的な、そういう形で政府は済ましていくとすると、こういうことでは、私は信頼性というものが非常に薄くなってくるんじゃないかと思ふのです。そこらあたりの、どうです、大臣の基本的な取り組み方をお聞かせ願ひませんか。

○福田(重)大臣 九州とか北海道の中小企業、あるいはその他の地区の中小企業はどうでもいいという考えは、ないでございまして、九州は大阪、また北海道の方は東京というように、そこで取り扱うことは十分であると思ふのであります。ただ、この種の会社は、一応ある意味での試みとしてやっておるわけでございまして、将来これが非常に効果をあげるというふうな段階になってくれば、また将来は各地にそういうものをつくることももちろん考慮し得る余地があると思ふのであります。御承知のように、これは新しい一つの試みでございます。一応トライアルとして東京、大阪、名古屋につくってみる。そうしてひとつこれに對して中小企業の皆さんがどういふような反応を示しているか、われわれとして中小企業とタイアップしていく仕事をどういふふうに進めるかといふこととをやってみて、またそういう問題についても将来は考へていく、こういうことに予定をいたしておるわけであり

います。もっと端的にいうならば、いま政府のほうで盛んに論議の末に提案にきまつた特定産業振興臨時措置法、それとこの法律案との関連性といふものは、私は多分にあるように思ふ。そういった企業に奉仕するといふ形の考え方といふものが、私は、多分にあるんじゃないか、こう思ひます。ですから、試みとしてお考えになるならば、五百万円以上といふものと、あるいは資本金百万なら百万、そういうものと両建てにした形、地域的な関係におきましても、資金的な関係におきましても、そういったような方法を講じて試みとしておやりになるということならわかりやすいけれども、どうもこれは片寄り過ぎているというように私は考へておられない、あまりにも経済合理主義といふものにとらわれ過ぎていて、という感じがする。そういうことでは、中小企業といふものに対するあなたの方の考え方といふものは、どこに置いておるのか。あつさり小といふものをお捨てになつて、中企業なら中企業とだけおっしゃるならば、あなたの方の考え方とも名実ともに明らかにないのでありますけれども、表面は中小企業なんといふことで、中小企業全体の育成強化をはかるように装うておつて、中身はそうじゃありません。そういうことでは、一応の試みといふことでは納得できませんよ、中小企業者は、もっとはっきりしてもらひたい。

○福田(重)大臣 中小企業投資育成会社という名前からいへば、すべてのものを包含するといふ形になるのでありますから、名前の点から言つてみると、いまいったような御議論もござい

ともなことになるわけでありませんが、しかし、法案自体のねらいとしておるのは、自由化を控えまして、特に近代化を促進していかなければならない。しかも、十分に育ち得る、いわゆる産業といえますか、一つの仕事があった場合に、どうしても資金の面その他でそれが十分な発展がでないというような場合を、特にこの際おもんばかって、そういうものを育成、強化していくというのが、実は本法の目的になっておるわけでございます。そういう点から考えてみると、いま言ったような考えから出ると、まあそう小さいものならば、たとえば百万とか、五十万とかというようなことであれば、近所のひととか、親類というようなもの、あるいは友人とかをたよれば、まあ二、三百万とか、それくらいのことならばできるじゃないか。しかし、一応ここで将来株式を第二市場に上場してでも公開してこういうような、またそれだけの発展性のある事業ということになりますと、大体基準を五百万円くらいに置いておかないと、いかに置いても支障がないのじゃないか、こういうことでございませう。したがって、中小企業全体の問題としては、当然これは基本法で考えなければならぬわけでありまして、しかし、投資育成——投資という観点から、投資育成という言葉の意味の中に、われわれが含まれております考え方を申し上げれば、いま言ったようなことでございまして、大体その目的を達し得るのではないかと、こういう考え方を持っておるわけでございます。

○中村(重)委員 中小企業全体ということからいけば基本法でとおっしゃるが、基本法のこととは基本法のと

きに議論しませうけれども、基本法の中では、中小企業全体、いわゆる小規模企業であるとか、零細企業なんというものを中心にして育成しよう、振興しようなんという考え方は、出てはいませんよ。実際において、いま投資育成会社は、こういうようないわゆる中規模企業以上を強化していくという考え方が柱になっている。第五章を見れば、はっきりしておると思う。その議論は、あとで肝心の基本法の中でやります。

いま御答弁の中に問題点が二つあったわけですが、いわゆる自立が困難である、自分の力では発展性というものはなかなかおぼつかないという点を一つは考えるということ、それから大体において五百万円以上の、第二市場に上場し得るというようなことを考えているんだというように、一見矛盾するようにも聞き取れたのです。ところが、この投資育成会社がそうした五百万円以上の企業の株を引き受ける、こういう場合には、財務的によほど優良な企業でなければならぬんだというふうな、ずいぶん基準をむすかしくしておられるように思われるのです。ですから、昨日、この点につきましても相当な質疑がかわされたようでございます。すけれども、その基準というものは、内容的にどういふところに線をお引になるのか。承るところによりますれば、長期的な設備投資計画があることが一つである。もう一つは、民間金融機関の融資が受けられないというふうなことで、これは矛盾しておるようにも感じられるのです。そういう計画のあるものに対して民間金融機関が融資をしないということとは、考

えられないんじゃないか。それじゃ、民間金融機関なんというものは、中小企業のこういう企業に金を貸されるのです。そういう将来性がある。しかも設備投資の計画もある——将来性のあるものには設備投資計画のあるのはあたりまえなんです。そういうものに銀行が金を貸さない。それじゃだれが貸すのですか。貸さない計画のあるものに対してこの株を引き受けるんだ、ちよつと普通の常識では、そんなことわかりませんよ。そんなことありはしません。法律をおつくりになるときは、現実から離れておつくりになつても、何の役にも立ちませんから、もう少し現実をしっかり密着してお考えになつたらどうですか。その点でございます。

○橋詰政府委員 近代化の設備計画を持っております、そのための所要資金を銀行に借りるといった場合に、銀行の側から貸さぬことではない。しかし、いかにあなたたちのところのいまの資本構成というものは不健全であるので、もう少し増資ができないものなのかというのを懸念される場合は、往々にしてあるわけでございます。自分のほうも、金を貸すこと自体はいいけれども、しかし、そのためには、貸し先の企業の健全性ということが、やはり金融機関にとつても非常に関心があるもので、ひとつ増資もしていただかせんか。その設備計画の内容自体は非常にけつこうだから、お貸しすることにして反対じゃないんだけれども、その際に、もう少し資本構成を正するようなことをやっていただきたいというふうなお話が出ることは、往々にあるわけでございますので、われわれ

といたしましては、妥当な設備計画を持っております、そのためには、自分では増資というかっこうで資本も調達するし、また金融機関からも借り入れるという両方のルートによつて、初めてその計画が実現されるのが多いのじゃないか。そういう中小企業の側のほうからのいろいろな声等も参酌いたしまして、妥当な設備計画が実現できるように借り入れが行なえるということまでは、できるだけ早く増資等をさせるようにしてやりたいと考えたわけでありませう。

○中村(重)委員 おっしゃることは全部——銀行が金を貸すときには、その貸し付け金が完全に償還できることを期待できる、その場合にはお貸ししますけれども、増資もひとつ考えてくれませんかというところは、みんな銀行が言います。全部にそういうことは当てはまるのですが、これは銀行が貸さないのだとか、これは貸すのだとかという基準の線を、どこで引きますか。おっしゃるようなことは、事業をやっておる人だったら、みんなそういう計画はある。しかも発展性があるので、しょう。そういうものの対しては、銀行は金を貸しますよ。貸すときには、増資もしてくださいと言います。それは当然のことです。しかし、こうだと言つて基準をお引になるから、そういう場合に、その限界をどこではっきりさせるのかというのです。この企業には言わない、この企業には言うといつたて、そんなことは、ことばとしては通つても、現実には当てはまりません。

○橋詰政府委員 先ほど大臣からもお話があったのでございますが、五十万、百万といったような最も典型的な中小企業、小規模の企業というふうな方々が、金を借りに行かれるという場合に、もちろん増資というものを金融機関から要請されることは、むしろその方が多いのではないかと。しかし、その場合には、金額的にも、中小企業の現在の株主、あるいは友人、知己というふうな方々から集めるというふうなことで、ある程度の増資も相当程度可能になるわけでございます。われわれは、たとえ五百万以上の会社というものでも、ほかの方法で増資資金の調達ができる場合には、ひとつ極力だ、大いに産業としては伸ばす必要がある。また、本人も妥当な設備計画を持っておる、しかし、現在の株主並びに友人、知己その他から集めようと思つても、とても集められない、こゝで中立的な性格を持った機関から増資資金の一部を引き受けてもらえるならば、それで所要の増資額の達成もできまして、そうして借り入れもできるといふふうになると思われものをビックアップしたい、こう思つておりますので、五百万以上のものならば、必ずこの会社で引き受けるというものでもございませう。ほかの方法でやれるものは、ほかの方法でやつてもらう。それから小さい方々は、まず、この中立的な機関においてになる前に、もう一ぺん何とかくふうして、早く五百万くらいまで育てていただいて、その上で、これ以上は無理だから、ひとつこの中立機関で持ってくださいというふうに出ていただくということではないと、将来、これは株式を公開市場に出しまして、一般大衆から所要資金を

集めようという橋渡しをさせるものでありますので、あまり小さい方々を取り上げておきますと、非常に長い間金を寝かさなければならぬことになりまして、そこで、先ほど大臣も申しましたように、とりあえず新しい試みとして初めてやったわけであります。予算的にもなかなかむずかしかったのを、大臣折衝で取っていただいたという関係もありますから、まず五百万から上のものということで、むしろ中堅企業的なものではございませんが、その成績等がある程度示すことによつて、なるほど、こういうものであるならば、もっとどんどん育成するというふうな方向に持っていく、場合にやったら、もう少し小さい方々にもこういう点を及ぼすということが、国の政策として適當であるということで、財政当局あたりにも今後一その御協力をお願いするのではないかと。そのために、まず一番うまくいくのだといったような実例を示すことが必要ではないかということ、トライアルといった意味もございまして、あまり範囲を広げ過ぎると、かえって選定もむずかしくなりはしないかということ、一応の考え方というふうなものを申し上げたわけであります、この法案を通していただきますならば、さらに慎重にこの範囲をどうするかということを検討いたしたいと考えております。

あるいは大きく黒字は出ていないけれども、やはり十二分に将来性があるといったような企業、そういったようなものを優良な企業というのです。そういう優良な企業には、銀行は金を貸します。そういうものに貸さなければ、銀行は貸すところはありませんよ。だから、矛盾ですよ。あなた方の説明というものは、もっとはっきりしたものがないければならぬと私は思う。そうではない、大事な国民の血税を活用されるのですから、そういうあいまいなことでは適当じゃないじゃないですか。財務的に優良な企業、財務的にいうのは、結局は経営上ですよ。優良な企業であるということ、しかしながら銀行は金を貸さないものであること、こういうことは、現実の場には実際矛盾です。ですから、そういう矛盾した説明をして、議會を納得させようとおっしゃるのは無理ですから、納得させるような説明をしてください、私はこう言うのです。

○樋詰政府委員 重ねて同じようなことを申し上げて恐縮でございますが、先生の御指摘のような非常な将来性のある優良な会社というのであれば、それは所用資金は確かに銀行からも貸してもらえらると思えます。また、そういう会社が相当あるというのには、これは事実だと思えます。われわれは、われわれの方から見て相当いい計画だといふものををお持ちになりながら、資本構成があまりにも悪いといったようなことのために、現実には借りにいった際に、非常に強く——これはいかなる会社も、みなもつと増資せよといわれるのも先生の御指摘の通りだと思えますけれども、その程度が非常に強く、そのうかといつて、自分のほうではとてもなかなか簡単に増資はできないということでお困りの会社というふうな方々があるのも、これは否定できないのではないかと。だから、ほかの方法でやれる方はほかの方法でやっていただければいいわけではございません、ここに取上げますのは、一年間に、東京、大阪等の場合でも、五十程度というものを毎年取り上げていくということになっておりますので、これを今後六、七年やりましても、全国でせいぜい千ぐらいいなりまして、これは必ずしも全体から見れば大きな数ではないということにはなりますが、しかし、いまのようなことでだんだんしぼってまいりますと、ほかからはなかなか調達しにくいという方々の相当部分が、この制度によつて救われることになりはせぬか、こういうふうに考えておられるわけでございます。

○中村(重)委員 どうも昨日の松平委員に対する答弁を私は伺い、またいま伺ったところでも、その点は納得したのですが、きょうだけで質問を終わるわけではありせんから、その点は留保をいたしておきます。ほかの質問に入りますが、この投資育成会社が、三十八年度の予算で見ると六億、こういうことになっておられるわけですね。ところが、そのほかに、地方公共団体、あるいは中小企業金融公庫、または民間、この三者からの何とになりますか、株式の引き受けというところが、その比率はどういうようになっておりますか。

○樋詰政府委員 それはこの法律にもございますが、政府と申しますか、中小企業金融公庫が引き受けます株式は、中小企業投資育成会社の三分の一をこえることができないということになっておりますので、政府関係をといたしますと、民間一、あるいは地方公共団体一、これが最低の線になるわけでございます。しかし、われわれといたしましては、これはできるだけ民間関係の資金を動員したいということ、内々商工会議所等をお願いして、できるだけたくさんのお金をひとつ地元の財界から出すようにしていただきたということ、これを、東京都、あるいは愛知県、名古屋、大阪府、大阪市というふうな方々とも協力してお願いいたしておりますので、一番最悪の場合には、政府の出す金の三倍ということになります。われわれとしましては、三倍でなしに、それを三倍半なりあるいは四倍になるように持っていきたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 地方公共団体なんかこの資本構成に参加することになるわけですが、その場合には、別に政府としてめんどうを見るという形が考えられておりますか。

○樋詰政府委員 特別に政府として、地方公共団体にその出資をしていただくためにどうこうということとは考えておりません。

○中村(重)委員 地方自治体の財政が非常に逼迫しているということは、御承知のとおりであります。通産省のほうでは、これはいろいろの面において、通産行政の面で地方公共団体に対して相当な財政出資を要求されるというところが、非常に多いわけですね。そういう場合は、やはり地方団体の財政を緩和するという面から、大蔵省との折衝によつて何らかの措置を講じられる必要があるのではないかと。そうでなければ、地方団体というものも、中小企業金融の緩和という点に対しては、やりたいけれどもどうにもならない、お手あげだ、こういう形がありますから、こういう制度をおつくりになる場合には、やはり通産省は通産省というだけではなくて、政府全体の立場から、もう少し何らかの手をお考えにならないければならぬのではないかと。これについて、何か折衝なさいましたか。

○加藤(純)政府委員 お答えいたします。地方公共団体からの出資につきましては、あくまでも各都道府県あるいは市等の自主的な判断にまかすという考え方でおるわけでございまして、強制はしないということでございます。現在までの見通しから申しますと、こういった機関をつくりたいという現地の要望が、地方公共団体も含めまして強かったのは、先ほど申し上げましたように、大阪府、大阪市、あるいは愛知県、名古屋市というところございまして、こういったところからは、当然われわれの期待している金額の出資として出していたら、こういうふうな考えておりますが、そのほかの府県につきましては、やはり府県の立場から見ますと、出資に見合う当該府県内の中小企業に対する選別的な投資育成会社の投資を期待するということもございまして、そういうことになると、かりに五百万円に資本金の規模をとった場合に、自分の県ではどれくらいの適格企業があるだろうかというので、取り上げの対象になる企業の数との関連等もございまして、各都道

企業の自主性を尊重するといふ点についてはわかるわけです。ところが、投資育成成会社は、営利企業ではないわけですね。高度の公共性、社会性を持っておるといふことでなければならぬわけなんです。そうなってくると、一面において企業の自主性を尊重する。この点は、資本主義制度のもとにおいてはわかることだし、一方で、一方において、これは国民の血税を結局活用する。この点との矛盾というものが出ておると思うのです。それはまあ指導、育成をしていくという面ではそれを補完していくのだということも言えると思いますけれど、やはり自主性尊重というものにウエートを置き過ぎて、実際においてはそうした株式を引き受けたいという、公共性というような面においての欠陥というものがあるように生じてくるのではないか、こういうふうに思われますが、その点はいかがですか。

○種詰政府委員　いまの先生のお話は、たぶん中小企業投資育成成会社から出資をしてもらって、株を引き受けてもらう会社に対する投資育成成会社の株主権の行使問題に関連するものであろうかと存じますが、これは先生のただいま御指摘になられましたような、われわれといたしましては、できるだけ企業の自主性ということとは尊重していきたい、こう思っておりますが、同時に、投資育成成会社が持ちます中小企業の株式、これは公庫の持つ投資育成成会社の株式と異なりまして、議決権のある一般株式でございますので、一般株主として、その会社が曲がった方向にいかないように、大体われわれは二割から三割程度、この会社の株を投資育成成会社をして引き受けたいという

ふうに考えております。それだけの株を持っておりますれば、株主総会等におきまして、十分に株主の立場からその企業が公正な、また妥当な計画に沿って進んでいくということについての監督ができるのではないかと。ただ、それを必要以上に自主性に立ち入りまして、そうしていわゆる重役まで置くということは、これはかえって会社のほうが必要以上に警戒心を起こしまして、この会社を利用しないということになりますので、いまのところ、株主権の行使という武器がございまして、曲がった方向にいかないようにということを確認するようにつとめたいと思ひます。

○中村(重)委員 それは、一般株主としての発言権を留保する、確保する、確保する、こういうことですね。それは実際問題としては、株主総会というのは、会社の定款によって一回とか二回とかいうのがあるわけですね。しかし、その株主総会において発言権を確保するということが、必ずしも出資金を確保するという形にはならない。これは大企業ももちろんそうでございまして、経営者の経営の方法ということによってさまざまあります。ですから、いまあなたの答弁の中で、特別に支配権を持つということ、私企業という立場から適当でないんじゃないかという、そのことはわかるのです。わかるのだけれども、後段でお答えになりました、要するに株主総会の場合において、一般の株主としての発言権を確保することだけで、これはその価値が十分発揮できるし、また出資した資金の確保ができるんだ、こうい

うことには必ずしもならないんじゃないか。やはり一般の自己の金を自由に営利的な立場から出資するものと、政府がこういう場合に出資するという場合とは、異なった考え方というものが私は出てこなければならぬのじゃないかと思うのです。その点に対しては、いまの御答弁ではやはり納得がいきません。

○加藤(儀)政府委員 投資会社と投資先の中小企業の経営についての関係は、いま長官から申しましたように、通常の場合におきましては、通常の株主権の行使という程度にとどめまして、それ以上に企業の実体に入介入し、関与するということは考えておられないわけでございます。むしろそれよりも、もちろんこれは当該企業からの依頼において行なうわけでありまして、投資育成会社のもう一つの重要な業務でありますコンサルタント業務、これによってできるだけ企業をりっぱな方向に育て上げていくというふうな考えでございまして、先ず、先ず御指摘のよう、にもかかわらず、当該企業の事業主が、当初考えたことと違った方向にそれいこうとしておる、あるいは経営のやり方が非常にまづいといったような場合には、いま御指摘の総会だけで株主権を行使するということでは、十分ではないのではないかと、全くそのとおりでございまして、そういった非常に重要なときにつきましては、株主の権利として商法上一般的に認められておりますいわゆる少数株主権、たとえば少数株主による総会の招集を請求する権利も、百分の三以上の株主が集まればあるわけでありまして、そういういろいろの少数株主

権の行使もできる。間違た方向にいくとか、あるいはせつかく調達した増資資金を、当初投資会社との話し合いできめられておったような用途に使わない、こういった場合には、いま申し上げたような少数株主権の行使、これによりまして、たとえば二五%の株を持っておりまして、役員についての累積投票の請求もできまして、その権利の行使によって、まさかの場合には役員を送り込むこともできる、こういう一般的な制度が商法にもございまして、こういった制度を弾力的に活用していきたい、こういうふうな思ひでござい

から、ひさしを貸しておもやを取られはせぬかというふうな心配をしておる向きも多分にあるわけでございます。われわれは、先生の御心配の点は、いま振興部長から申し上げましたような、一般的な商法上の株主としての権利の行使ということだけで、できるだけ十全を尽くしていきたいと思っております。さらに、まず最初株式を引き受ける際に、いろいろ引き受けられる中小企業の当事者と投資育成会社との間であらかじめ相談いたしまして、こういう際にはひとつ投資育成会社の希望に沿うように理事者も考えてまいりたい、そういうことであったなら、できるだけ自主性を尊重して、現在の理事者による経営というものを認めていくというつもりでおるわけでありまして、万一の場合にはわれわれの方から役員を出すとということで、直接経営が曲がらないようにということもしたいと思ひますが、そのあたりについては、あまり事を荒立てることのないようにいきたいと思ふからということ、まだ具体的にどういふことをお互いに取りかわしたということも、何はつきりしてございせんけれども、何らかのかっこうで中小企業と投資育成会社との間に実際上の申し合わせというふうなものをいたしまして、それを一つの根拠にいたしまして、両々相まって当該中小企業が発展していくという方向に持っていきたいと思ひております。

○中村(重)委員 きょうは、私は時間の関係もありまして、他日に質問を譲りたいと思ひますが、ひさしを貸しておもやを取られるなどということは、この場合、中小企業の理事者は考えはしません。政府が三十八年度だけで百三十くらい考えておるといふことですから、三十九年度、四十年と、大臣の御答弁のとおり、さらにこれを拡大していくことにならなければいけません、そういう場合に、まさか政府が一つ一つの会社に重役を送るなどということは、これは常識として考えられはしません。あなたは、それを御答弁としてそう言われるわけですが、私も、そういう極端なことは別といたしまして、やはり政府がいろいろ法律案をおつくりになる場合は、非常に慎重な制度があるわけですよ。ところが、この法案の内容を見ますと、どうもその面に対するゆるやかさというものがあつたわけですね。ですから、私企業というふうなものに介入すべきでない、こういうことにあまりにウエートを置き過ぎて、そして実際において、そういう公共性、社会性を持ってこれに取り組もうとして、そして国民の血税をこういう場合に活用するという面からの政府の責任の欠如というものがあるから、私はその点を指摘しておるわけですね。それに対する答弁等はあつたらうか、これに對する答弁等といたしまして、

○松平委員 きょうの質問を途中でやめたのですが、いま中村委員からの御質問もあり、なるべく答へないよう

○中村(重)委員 一般的な商法のこと、私どもはわかつております。しかし、それでは足りないと思ひます。やはりそうした公共的な立場からこれに関与するわけですから、それならば、やはりいかにゆる商法による一般株主の発言権ということよりも異なる形での何らかの関与というものを考慮するべきではないかと。また、いろいろ昔聞伝えられておるところでは、当初はもつと発言権を強化するような形であつた。しかしながら、それでは私企業に対する干渉がきつ過ぎるんだというふうなことで、だいぶ後退したかのように伝えられておるのですが、そこらあたり政府として何か検討された点があるならば、その点をちょっと伺つてみたいと思ひます。

○中村(重)委員 一般的に商法のこと、私どもはわかつております。しかし、それでは足りないと思ひます。やはりそうした公共的な立場からこれに関与するわけですから、それならば、やはりいかにゆる商法による一般株主の発言権ということよりも異なる形での何らかの関与というものを考慮するべきではないかと。また、いろいろ昔聞伝えられておるところでは、当初はもつと発言権を強化するような形であつた。しかしながら、それでは私企業に対する干渉がきつ過ぎるんだというふうなことで、だいぶ後退したかのように伝えられておるのですが、そこらあたり政府として何か検討された点があるならば、その点をちょっと伺つてみたいと思ひます。

○中村(重)委員 きょうは、私は時間の関係もありまして、他日に質問を譲りたいと思ひますが、ひさしを貸しておもやを取られるなどということは、この場合、中小企業の理事者は考えはしません。政府が三十八年度だけで百三十くらい考えておるといふことですから、三十九年度、四十年と、大臣の御答弁のとおり、さらにこれを拡大していくことにならなければいけません、そういう場合に、まさか政府が一つ一つの会社に重役を送るなどということは、これは常識として考えられはしません。あなたは、それを御答弁としてそう言われるわけですが、私も、そういう極端なことは別といたしまして、やはり政府がいろいろ法律案をおつくりになる場合は、非常に慎重な制度があるわけですよ。ところが、この法案の内容を見ますと、どうもその面に対するゆるやかさというものがあつたわけですね。ですから、私企業というふうなものに介入すべきでない、こういうことにあまりにウエートを置き過ぎて、そして実際において、そういう公共性、社会性を持ってこれに取り組もうとして、そして国民の血税をこういう場合に活用するという面からの政府の責任の欠如というものがあるから、私はその点を指摘しておるわけですね。それに対する答弁等はあつたらうか、これに對する答弁等といたしまして、

○松平委員 きょうの質問を途中でやめたのですが、いま中村委員からの御質問もあり、なるべく答へないよう

○松平委員 きょうの質問を途中でやめたのですが、いま中村委員からの御質問もあり、なるべく答へないよう

○中村(重)委員 一般的な商法のこと、私どもはわかつております。しかし、それでは足りないと思ひます。やはりそうした公共的な立場からこれに関与するわけですから、それならば、やはりいかにゆる商法による一般株主の発言権ということよりも異なる形での何らかの関与というものを考慮するべきではないかと。また、いろいろ昔聞伝えられておるところでは、当初はもつと発言権を強化するような形であつた。しかしながら、それでは私企業に対する干渉がきつ過ぎるんだというふうなことで、だいぶ後退したかのように伝えられておるのですが、そこらあたり政府として何か検討された点があるならば、その点をちょっと伺つてみたいと思ひます。

○中村(重)委員 一般的な商法のこと、私どもはわかつております。しかし、それでは足りないと思ひます。やはりそうした公共的な立場からこれに関与するわけですから、それならば、やはりいかにゆる商法による一般株主の発言権ということよりも異なる形での何らかの関与というものを考慮するべきではないかと。また、いろいろ昔聞伝えられておるところでは、当初はもつと発言権を強化するような形であつた。しかしながら、それでは私企業に対する干渉がきつ過ぎるんだというふうなことで、だいぶ後退したかのように伝えられておるのですが、そこらあたり政府として何か検討された点があるならば、その点をちょっと伺つてみたいと思ひます。

○中村(重)委員 きょうは、私は時間の関係もありまして、他日に質問を譲りたいと思ひますが、ひさしを貸しておもやを取られるなどということは、この場合、中小企業の理事者は考えはしません。政府が三十八年度だけで百三十くらい考えておるといふことですから、三十九年度、四十年と、大臣の御答弁のとおり、さらにこれを拡大していくことにならなければいけません、そういう場合に、まさか政府が一つ一つの会社に重役を送るなどということは、これは常識として考えられはしません。あなたは、それを御答弁としてそう言われるわけですが、私も、そういう極端なことは別といたしまして、やはり政府がいろいろ法律案をおつくりになる場合は、非常に慎重な制度があるわけですよ。ところが、この法案の内容を見ますと、どうもその面に対するゆるやかさというものがあつたわけですね。ですから、私企業というふうなものに介入すべきでない、こういうことにあまりにウエートを置き過ぎて、そして実際において、そういう公共性、社会性を持ってこれに取り組もうとして、そして国民の血税をこういう場合に活用するという面からの政府の責任の欠如というものがあるから、私はその点を指摘しておるわけですね。それに対する答弁等はあつたらうか、これに對する答弁等といたしまして、

○松平委員 きょうの質問を途中でやめたのですが、いま中村委員からの御質問もあり、なるべく答へないよう

○松平委員 きょうの質問を途中でやめたのですが、いま中村委員からの御質問もあり、なるべく答へないよう

お話でありましたが、普通の場合はそうだろうと思うのですが、企業がうまくいかなくなったという場合には、これはどうしてもあと始末のことを考えていかなければならぬのじゃないかと思うのです。そこで、そういう場合には、やはり原則を逸脱して、そして重役を入れるなり何なりする、こういうことが起こり得ると思うのですが、そういうことは予想されておりますか。

○樋詰政府委員 先生の御指摘のような場合には、重役を入れるということも、これは当然あり得ると思っておりますし、あらかじめこの株を引き受けるという際に、いろいろ話し合いをし協約といえますか、そういった約束をする際には、万一の場合には投資育成会社として役員を入れるというようなことによつて、その理事者たちがかつてな方向にいかぬようにということもあるぞというような権利は、留保しておきたいと思っておりますし、それから法律的には、先ほど振興部長が申し上げましたような少数株主権というようなものを行使いたしまして、大体二割五分以上持つておれば、これは累積投票で必ず自分のところから代表者を送れるといったような法の裏づけもございますので、こういうことによりまして、不幸にして御指摘のようなことが起こった場合には、単に株主としてのみならず、理事者としてもそれを正すという方向に持つていくようにせざるを得ない、また、し得ると思っております。

○松平委員 それからこの投資会社がみずから証券業務はやらないのだ、証券業務は証券会社にやらせるといふので、これは単なる投資会社で、自分自

身が証券会社ではない、そういうふうな規定になっているのだけれども、こういった投資会社が証券業務をやれないという、やつてはいけないという、やらせないようにした根本的理由というの、どこにありますか。

○樋詰政府委員 この投資会社が引き受けます株は、行く行くは証券会社を通じて一般大衆に売り出されるということになるわけでございしますが、それまでの間は、あまり株が分散されるとまた会社の内容も前近代的な性格といふものが払拭されない間に、いろいろな意味の株主がたぐさん入ってこれてかき回されるということでは、かえつてその会社、中小企業自体の発展というもののにも支障を来たす場合もあるのじゃないかということから、大体ここで手放して、あと証券会社をして一般市場に売り出してもらつてもいいじょうぶというところまでは、この会社が黙つて持つておろうということではございまして、いわゆる証券会社が、不特定多数の人のために引き受けて、それを売り出すといったようなものは違つて性質のものであるということから、これはわれわれは、既存の証券会社とは全然別の会社をここに作り出したわけでございまして。

○松平委員 投資をしてすぐそれを売つてしまふということでは、なるほど投資会社をつくつても意味がないと思ふのですけれども、しかし、投資会社をやつていく以上は、株を集めたり売つたりするということもあり得るわけなんです。したがつて、これは証券会社の性格をこの会社に持たした方がいいのじゃないか、それをことさらにはずしたりするのはどこに理由がある

のだらうか、こういうことを聞いてくれるわけですか。

○加藤(佛)政府委員 ただいまの点につきましては、大蔵省といろいろ話し合いをしたときも問題になつたわけではございまして、やはり投資会社が証券会社的な動きをするというよりも、いま制度的に中小企業の株式資本の調達についてギャップを埋めるといふことを、やはりこの投資会社は本来の業務として考えるべきじゃないかというふうな結論で、こういうように業務の範囲をしぼつたわけでございまして。証券会社ということになりますと、相手方の中小企業の育成ということもさることながら、一般の株主と申しますか、大衆である株主をいかにして保護するか、そのためのいろいろの検討等も、現在証券会社についてございしますように、この投資会社についても考える必要があるというふうなこともなりました。投資会社の性格が非常にばやけてくるというふうな議論が、さされて、将来の問題としては、そういうことが当然あるいは運用の結果出てくるかと存じますが、当面は、この法律にございしますように、業務をできるだけしぼりたい、こういうことではございまして。

○松平委員 当初は、投資をしまして、一億円以下までは投資をしていく、こういうわけであるから、株を売るといふことは、五、六年の間はないと思ひますけれども、しかし、自分がその持ち株を全部——証券会社にすべてあとの株の始末をやらせる、売買をやらせるというふうなことも、自分自身が、それだけの株を持つていて、い

れは一株や二株の株ではない、おそらく数十社の株を持つていてのだらうと思ひますが、そういうことになりますと、自分自身が証券を売買できるということにしなければ、これはうまくいかなないのじゃないかという気がするのだけれども、それはすぐはそうならぬかもしれませんよ。五、六年後のことを考えているのだけれども……。それをことさらに、証券会社の業務をやらなないのだ、こういうふうにしてしまつた理由が、どうも私はわからない。

あるいは証券会社ということにする

と、大蔵省の所管になるから、そこで通産省としては困る、こういうことで無理やり証券業務を取つてしまつて、そうして投資一本でいくような会社の性格にしてしまつたのではないかというふうな疑問が働かざるを得ないわけだ、実際いいますと、そこで、そこら辺のほんとうのところを、あなた方が大蔵省と折衝の段階におけるところのやりとりがどういうことであつたか、私の考えは、いま申しましたように、ある程度証券の売買ができるということとで初めて投資会社の性格を私は完備できるのではないかと……ふうに思つておるのですが、証券業務をやらせないという積極的な理由がわからないのです。

○加藤(佛)政府委員 投資会社の本来の目的からいいますと、るる御説明申し上げますように、中小企業が増資をいたします場合に、その増資資金の調達の相手方がない。一般の公開市場も使えない、資本金等からいって。そのギャップをこの投資会社で引き受けてやろうということではございまして、投資会社が中小企業の株を持ちま

す場合には、すでにある株を買うというかつこうではございせんして、中小企業が倍額なりあるいは半額増資をしたい、その増資新株の一部をこの投資会社が引き受けてやるということではございまして、株の買入れということにはならないわけではございまして。それから、対象の中小企業が育ちまして、資本金もかなりな規模になつて、証券業界のほうから、もう店頭売買でもいいから出したらどうだ、あるいは一億をこえておるから、第二市場で優にやつていくのではないかと……うお話があつたときに、対象の中小企業と投資会社が相談いたしましたので、そこで初めて公開ということになるわけですが、そのときに、持つておる保有株式を売却するという行為が行なわれるわけでございしますが、その売却の方法といつたしましては、きのうも御説明申し上げましたように、特定証券業者の間で入札方式によつてこれを売り出す。あと一般の自後の株の流通につきましては、これは本来の証券業者の役割でございまして、証券業者にまかせていいのじゃないか。投資会社としては、一応公開あるいはこれに準ずる段階までめんどろを見ればいいのじゃないかというふうなことを考へるわけでありまして、したがつて株をじつと持つておつて、一般の公開市場なり店頭等で引き受けられる段階でその株を手放す。その手放す方法は、いま申しましたように公開入札制にしたい、こういう考へ方でおりますので、それで十分ではなからうか、こういうふうにしておるわけではございまして。

○松平委員 中小企業でないもの、つ

まり大企業ですね。大企業の公開株式募集、これが中企業の上くらいのところへ及んできて、そうしてすぐ公開の株式募集ということができない理由が、どこにあるのですか。

○加藤(佛)政府委員　これは証券業務そのものの問題になりますので、私詳しくは存じませんが、最近の増資ブームと申しますか、ああいった点もございまして、東京、大阪その他の主要な取引所で、いわゆる第一部市場というものがあったわけですが、それだけではどうしても増資資金の調達について

かれております。この店頭売りに持ち込むためにも一応の基準がございまして、その基準の一つといたしまして、資本金が五千万円以上でなければいけない、こういうことに相なっておるわけでございませう。少なくとも資本金規模が五千万円なりあるいは一億円に達しない過程においては、絶対的に公開のそういう市場を利用できない、こういうことになっておりますので、そのギャップをこの投資会社で埋めたい、こういう趣旨に基づいておるわけでございます。

○松平委員　きのうの話によりますと、商工会議所ですか、あそこでアンケートをとった。あのアンケートによりますと、かなりのものが増資をした、しかも、それも縁故株ではなくて、いわゆる一般の公開的な増資をした、こういうことだと思うのですが、そういう要望があるわけですね。五千万円——きのうは一億円以下の会社についての話であったのです。したがって、それだけの要望があるならば、その公開の公募基準ですね、この公募基準というものを、あなた方は、大蔵省と折衝して、もう少し緩和するなり何なりするということをやればできるんじゃないですか。それによって、一億

うのだけれども、そういう努力はいままでしてこなかったのですか。

○加藤(俾)政府委員 中小企業が増資をしやすようにするためには、先生御指摘のようなことを将来考えることは、は、当然なことだと思います。ただ、遺憾ながら、現実の状況はその逆でございまして、ただいま申し上げましたように、第二市場を設けましたけれども、いわゆる最近の株式ブームと申しますか、上場の希望の会社が、非常に多くなつてきております。したがいまして、それに応ずるためには、それを

れ態勢を十分に整備する必要があるという問題がございまして、これはなかなか短時日の間にはいかなない、こういう問題もございまして、その点について大蔵省といるいろいろな話し合いもしておりますが、そういうた証券行政

だ、こういうことでありますのでかなりリスクというものがあるのじゃないかということを一般的には考えられますね。公募できないものについてやろうというのですから、リスクというものが考えられる。このリスクをカバーするという考え方ですね、これはどうやってカバーするので、もし会社がつぶれちゃった、そういったような場合は、どうなるのでしょうか。この会社は欠損になるのだということになりますね。その欠損になった場合の救済の方法はないわけですね。したがって、それじゃ、そういった失敗があった場合に、損金はどうやってカバーしていくのだ。株価をつり上げて、そして手持ちの株を売って、それでやっていくということに、これはへたをするとなりませんか。そのリスクのカバーは、どうやってやるのです。

○加藤(佛)政府委員　今のリスクの問題、これは金融機関についても、同じようなことがございます。ただ、一般の融資ということになると、いろいろ担保を取るとかいう問題がございまして、担保を取ると場合には、回収という方法が可能でございますが、御指摘のように、投資の場合には、そういう方法がないわけでございます。それで、

この投資会社といたしまして、やはり一方においては国の政府の資金も入っておるわけでございますから、できるだけそういうことのないようにいたしたい、こういう心がけて運用いたしたいかなければならぬわけでございます。そういった点から、やはり最初に投資会社が対象の企業を選定し、取り上げます場合に、そういったおそれがあるかないかという面について、具体

のですが、新株の引き受けをして、そしてそれを二、三年あるいは五、六年後に店頭売りをするという場合、大かた、いままでの実績によりますと、どの程度株価は値上がりをしておりますか。

○通話政府委員 新顔の会社が初めて株式市場に上場されたという場合、その株が大体どういふかっこうをしていふかというところにつきましては、実はここに資料を持っておりません。これは、きょうも申し上げたかと存じますが、大抵売るときには、五十円額面を百円ぐらゐで売れるだろうというふうな考へております。それから一番最初引き受けます際にも、これは主として中小企業の中で相当の将来性を持つてゐるといったようなものでございまして、現在持つておられるとす純資産を株数で割り、そしてまた流通がしばらくしないのだといったようなことを考へるということをやりますと、大抵額面五十円のもの、最初百円で引き受けられる。そして二回目の増資からは、株主でございまして、額面と百円の五十円で引き受けるといふことをやりまして、二ないし三回の増資の結果、自分の持つてゐる株を百円で売るといふことを大ざっぱな一つの目安として、会社の収支計画といつたものについても検討してゐるわけでございます。

○松平委員 そうすると、五十円で引き受けて、五年後か何かにそれを百円で売る、こういう計算ですね。その基準といふものは、それは、過去の実績とか、いろいろないやうなデータに基づいて五十円が百円になるとい

う、その精算の基礎はどこにありますか。

○加藤(佛)政府委員 この問題は非常にむずかしい問題でございまして、われわれが当面の収支計算をつくり出す場合には、一律に平均にいま申し上げましたような考へで考へておる、こういうことでございまして、ただ、最初引き受けるときに一律百円という考へにいたしてありますが、この引き受ける価格を幾らにするかという考へにつきましては、当該対象企業の一株当たりの資産価値と申しますか、そういったもの、あるいは現在の配当率、あるいは収益、こういった三つの要素を重視いたしまして、すでに、規模は違ひますが、同じ業種で同じような内容にある会社の株式が一般の市場でどの程度に取引されておるかといったことも、一つの参考になると思ひます。現在、中小企業の株式を評価する場合に、国税庁方式というものがございまして、こういうものも参考にして評価を適正にいたしたい、こういうことでございまして。

○加藤(佛)政府委員 公開いたします場合のやり方といたしましては、投資会社が増資を引き受けてまいりまして、持つておる株を公開するという考へでございます。それから、原則的には投資会社だけでございまして、それから入札に参加する証券業者はどういう範囲を考へておるかという考へでございます。これは、今後まだ検討の余地があるかと思ひますが、一応各取引所における当該企業についても相当関心を持つておられる証券会社があるかと思ひます。証券会社全部という考へになりますと、これはまたいろいろの弊害等も起つてくることと考へますので、いま考へておられますのは、そういった当該企業を今後めんどろを見ていきたいというやうな証券業者を中心にしたしまして、ある一つの基準で範囲を第一次的にはきめ

る、その範囲の証券業者の間で入札をしてこれを売り出す、こういうふうな考へております。ただ、そういった場合に、列の談合等のおそれもございまして、むずかしいわけではございませんが、そういったおそれが出てきたやうな場合には、公開の範囲をさらに広げるとか、さらに一般の証券業者以外の方にも公開入札に参加してもらふことも考へていく、そういうことも考へなければいけないやうな考へが、このやうな考へに考へております。

○田中(武)委員 いまの、いわゆる証券取引所の会員でない、したがって、証券取引所の場でなくして、その外において行なう一般の売買、売却行為である、こういうことがはつきりしておれば、それでいいのです。

○松平委員 額面五十円株を百円で売ると、それは基準を、結局資産内容といふか、そういうことによつて、初めから引き受けるときに大体そういうふうな見当をつけて引き受ける、こういうふうにお考へですか。そういうふうなやり方にするお考へですか。

○加藤(佛)政府委員 やはり投資会社といたしましては、実際の価値以上に引き受けるということになつては、まことに申しわけない次第でございまして、そういうことにならぬために、できるだけ適正評価をやる必要がある。ただいま申し上げましたいろいろの評価方式がございまして、また、そのために、また具体的に構想が固まつておりませんが、株式を評価する基準等につきましても、第三者の意見も聞けるやうなことも考へたらどうであらうか、こういうふうな考へておるわけでございます。

○松平委員 古いといふか、現存する会社についてはいいでしょうが、新しく会社設立の場合については、その株式の半分なら半分を引き受ける、こういうことはやるのですか。

○加藤(佛)政府委員 現在のところ、新しく会社を設立のときに、同時に、この投資会社が株式を引き受けるとい

○田中(武)委員 売却行為だから、したがって、法律的には売買ですね。有価証券の売買ですね。

○田中(武)委員 そうすると、証券取引所の外で一般的な概念における売買行為を行なう、こう解釈していいですね。

○加藤(佛)政府委員 その点、この法案をつくり出す場合に、証券取引法にいう売り出し行為ではないかどうかという議論をしたわけではございませんが、必ずしも証券取引法に基づく売り出しではないという結論になりまして、したがって、この投資会社は、そういう

た意味から証券業者ではない、こういうふうな考へを考へておるわけではございません。

○田中(武)委員 公開いたします場合のやり方といたしましては、投資会社が増資を引き受けてまいりまして、持つておる株を公開するという考へでございます。それから、原則的には投資会社だけでございまして、それから入札に参加する証券業者はどういう範囲を考へておるかという考へでございます。これは、今後まだ検討の余地があるかと思ひますが、一応各取引所における当該企業について

も相当関心を持つておられる証券会社があるかと思ひます。証券会社全部という考へになりますと、これはまたいろいろの弊害等も起つてくることと考へますので、いま考へておられますのは、そういった当該企業を今後めんどろを見ていきたいというやうな証券業者を中心にしたしまして、ある一つの基準で範囲を第一次的にはきめ

る、その範囲の証券業者の間で入札をしてこれを売り出す、こういうふうな考へております。ただ、そういった場合に、列の談合等のおそれもございまして、むずかしいわけではございませんが、そういったおそれが出てきたやうな場合には、公開の範囲をさらに広げるとか、さらに一般の証券業者以外の方にも公開入札に参加してもらふことも考へていく、そういうことも考へなければいけないやうな考へが、このやうな考へに考へております。

○田中(武)委員 そうしますと、その行為は、普通の売買である、普通の有価証券の売買である、こう解釈してよろしいですか。

○加藤(佛)政府委員 売却行為でございまして、法律上は売買でございます。

うことは考えておりません。ある程度過去において当該企業についての実績があつて、それをやはり国の産業政策の面から見ても伸ばしていく必要がある、この法文にも書いてあります。そう、そういう業種に該当するものであつて、そのための増資が必要であるという場合に限定したいと思ひます。

○松平委員 それは法律に明記してあります。

○加藤(佛)政府委員 第八条にございますが、八条の一号なりあるいは二号に「新株の引受け」という字句を使つておりますが、この新株の引き受けというのは、会社を当初設立する場合の株式の募集に際する、こういうものは含まないという解釈でございます。

○松平委員 ですから、それは解釈によつてそういうふうにしておる、こういうことですね。

そこで伺ひたいのですけれども、投資の対象になる会社について、きのうも伺ひましたのだけれども、国際競争力のあるような産業に従事しているということ、一つのワケがはめられておりますね。その同じような業種が、同じような形態のものが、二つあるという場合がかなりあると思ひます。そういう場合に、資産内容も大体同じだということもある。運定のしかたというか、一方については投資するが、一方については全然同じ条件で、同じ規模でありながら、投資をしないということが出てくると思ひますが、その辺のところについて、きのうの統計によつて、一体およそどの程度のものがそういう希望があつて、

そしてそれに應じ得るというようなところでこの資本構成というものはできておるのかどうか。たとえば東京と大阪は七億五千万円だと思つたけれども、この資本構成というものは、そういう実情に合わせて行なわれておりますか、どうですか。

○加藤(佛)政府委員 きんのうも申し上げましたように、商工会議所を通じていろいろと実態調査もやつておりますが、具体的にどういふ企業がこの投資会社による株式の引き受けを申し出てくるかということ、実はわからぬのでございます。したがつて、とりあえず資本金を東京、大阪は最低七億五千万円というふうに考えておりますが、これは平均的に千五百万円程度の会社を、初年度は東京と大阪につきましては三十社、それから名古屋につきましては十五社、これをその年度内に引き受けるためにはどれくらい資金が必要であるか、こういうことで資本金の規模をきめておるわけでござい

ます。○松平委員 三十社引き受けて、千五百万円程度引き受けるというなら、四億五千万円じゃないですか。そうすると、あとの三億円という金はどうするのです。どこかに貸しておくのか、預けておくのか。

○加藤(佛)政府委員 ただいま初年度東京と大阪三十社と申し上げました、が、間違ひでございまして、二十五社に訂正させていただきます。

東京と大阪につきましては二十五社、名古屋につきましては十五社。それから前提といたしまして、現在千五百万円の会社が倍額増資する場合に、仕上がり三割の持ち株比率で増資新株

を引き受ける。したがつて、額面で申しますと、千五百万円の会社が三千万円になる。その三割でございまして、額面九百万円でございますが、先ほど来申し上げましたように、この場合には評価が必要になるということでございますので、一応一株について引き受けの価格を百円と見ていく、こういう計算をやつておるわけでござい

ます。そういう計算に基づいていま申し上げました七億五千万という金額が出ておるわけであります。

○松平委員 ちょっとその数字のところをもう一度説明してもらいたいのですが、二十五社引き受ける。そして引き受けの株の額面の総額は千五百万円だけれども、しかし、実際は九百万円だということになりますと、結局九百万円の二十五倍ですね。そうすると、二億二千五百万円にしかならない。

○加藤(佛)政府委員 いまのような計算で参りますと、新株を引き受けるための必要な金額が四億五千万円、こういう計算に相なるはずでございます。そのほか、初年度といたしましては、相当初年度経費としての事務経費のほか、事務所を取得したり、そういう必要もございまして、そういうものを合せて、多少初年度に繰り越す金が必要でございますが、大体当初の規模としては最低七億五千万くらいなければいかぬのじゃないか、こういうふう

に考へておるわけでございまして。○松平委員 もう一度聞きたいのですが、倍額増資として千五百万円の増資に應ずるけれども、この会社が引き受けるのはその三割ですね。そうすると、千五百万円の三割なんだから、四百五十万円引き受ける……。

○樋詰政府委員 いまの点ですが、こういうことでございまして。千五百万円の平均の会社の株を倍額増資するということで三千万円になる、そのでき上がり三千万円の三割ということで、額面九百万円の株を持つわけであります。そこで二十五社でありますので、先生もおっしゃつたとおり二億二千五百万円あります。額面だけで申しますと二億二千五百万円の株を持つわけでありまして、第一回目

に引き受ける際は、平均して百円くらいで引き受けることになるであろうという計算をいたしましたので、二億二千五百万円のもを四億五千万円ととるということでございます。そうしますと、二億五千万円の三倍といたしますと、七億五千万の金が入つてまいりますので、株式を取得した残りが約三億であります。その中で、いまの初年度経費という

ようなものが三、四千万円かかりますので、実際には二億数千円のものになるわけであります。われわれといたしましては、三十九年度以降は、この一年間フルにいろいろ検討いたしまして、できるものから取り上げていくということをやりたいと思つておりますが、初年度でございまして、ある程度スタートがおくれるというよう

なことがあれば、まるまる使えないというふうなことになるかもしれませんので、確実に使えるものは、東京、大阪二十五社、名古屋十五社程度ではないか、その残りのものは、来年度の新しい資金源と合わせまして、三十九年度に取り上げていくということでやつていきたいと考えております。

○松平委員 そこで、いまの七億五千万円の資本構成は六億が中小企業金融公庫、それからあとの分については、当該地区の地方公共団体、民間ということになります。地方公共団体には、すでに話が通じてあるのですか。

○樋詰政府委員 まだ正式によろしいというところではございせんが、大体東京は東京都、それから大阪におきましては大阪府と大阪市、愛知県は愛知県庁と名古屋市のいうようなところに、地元からの非常に強い御要望もございまして、この法案ができる前からいろいろ話もしておりましたが、いよいよ国会に提出いたしましたから、過般振興部長がそれぞれ名古屋、大阪にも参りまして、知事、市長、あるいは商工会議所の会頭というふうな方にお話をいたしておりました。大体六億の三倍、言いかえれば東京が二億五千万、大阪が二億五千万、愛知が一億というものの三倍以上の金が集まるであろうというふうな大体的見当が、いまついておるわけであります。

○松平委員 それから民間はどこを予定しておりますか。

○樋詰政府委員 民間は、金融界、証券界、それから一般の産業界というのにあまねく御協力いただきたいと思つておりますが、それにつきましては、それぞれの三都市の商工会議所が中心になります。いま申し上げました産業界、金融界、証券界にそれぞれ協力していただくということになっております。○松平委員 これで私やめますが、あつては久保田君が質問をしますし、それからさらに火曜日に質問がありま

午後零時四十二分散会

問題が二、三ありますが、この辺で打ち切ります。

○田中(武)委員 私も、火曜日にまとまった質問をしたいと思うのですが、いま議論になりました点で、一点だけ確かめておきたいと思っています。

先ほど投資育成会社の持つておる株の売却行為の問題について、公開入札、こういう話が出て、それは普通の売却行為である、こういうことだったんですが、それでは、第八条の会社の事業の範囲のどこから出てきますか。いわゆる株式の保持、一号及び二号にあります、この株式保持の中に売却行為を含むのかどうか。あるいは四号の「附帯する事業」の中に入るのか。

○加藤(徳)政府委員 法制局の解釈といたしましては、保有と伴う当然の行為であるということで、保有の中で読んでおります。

○田中(武)委員 それは法制局の解釈ですね。——いままでの前例による立法例が、やはり株式の保有ということばを使ってあります。そこで、この「保有」は、当然持つておればいつか放すのだ、こういうことで売却行為を含む、こういうことが通説ですか。何でしたら、ここは、ばくは火曜日に、これは法制局に来てもらわぬといかめので、あらためて一緒にやりますけれども……。

○加藤(徳)政府委員 保有で読むという例でございます。長期信用銀行法に同じような例がございます。

○田中(武)委員 ではあらためてやりますから……。

○達澤委員長 次会は、明後十七日金曜日午前十時より開会することとしたし、本日はこれにて散会いたします。

昭和三十八年五月二十日印刷

昭和三十八年五月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局